

## 意見書案第3号

### 政治とカネの疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書

民主党政権の資金疑惑をめぐって、説明責任と国会による政治的道義的責任の究明を求める声が沸騰しています。また、民主党自身の自浄能力の発揮をもとめる声も大きく高まっています。

今回の資金疑惑は、資金管理団体「友愛政経懇話会」が「個人献金」と届出たなかに、「故人」名義などが含まれていた偽装献金疑惑です。この献金問題での「不起訴」や「納税義務を果たした」と強調するだけで、まだ11億8千万円分もの使途が明らかにされていません。もう一つの疑惑は、資金管理団体の土地購入疑惑です。問題の核心は、購入資金4億円の原資の一部にゼネコンのヤミ献金が含まれているのではないかという疑惑です。いずれも政治資金規正法第1条の「・・・政治活動が国民の不断の監視と批判の下におこなわれるようにするため、政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発展に寄与する」にのっとり、国民の納得が得られるよう説明責任を果たすことは当然です。同時に、かつてロッキード事件のとき、当時の5党首が合意「国会は政治的道義的責任の有無について調査する」を結び、司法当局の捜査と車の両輪で国会の場でも真相究明を進めたように、今回の資金疑惑についても国会での真相究明は重要です。

こうした政治とカネをめぐる疑惑が繰り返し起きる根っ子に、カネで政治をゆがめる企業献金や団体献金が温存され続けていることがあることは明白です。よって、以下のことをもとめます。

1. 民主党政権は、政治資金規正法にのっとり、自らの資金疑惑について国民の納得が得られる説明責任を果たすこと。
2. 国会は、この資金疑惑について国会招致をするなどして政治的道義的責任の究明をおこなうこと。
3. 政治とカネの疑惑の根っ子にある企業献金と団体献金を速やかに禁止すること。
4. 思想・信条の自由に反する政党交付金制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣 法務大臣 総務大臣 衆議院議長 参議院議長